

目 次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| 17 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則… | 3 |
| 18 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則… | 4 |
| 19 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則… | 5 |
| 20 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 … | 6 |
| 21 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則 … | 7 |
| 公平委員会規則 | |
| 2 新潟県市町村総合事務組合公平委員会個人情報保護に関する法律施行規則… | 9 |
| 告 示 | |
| 7 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分… | 10 |
| 8 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 … | 11 |
| 9 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正… | 12 |
| 公 告 | |
| 新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任 … | 14 |
| 新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任 … | 15 |

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第17号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第18号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第19号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第20号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第21号)

新潟県市町村総合事務組合規則第17号

新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則（平成16年規則第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------|--|
| (認定) 第4条 (略) | (認定) 第4条 (略) <u>(事後の確認)</u> 第5条 管理者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第11条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。 |
| (扶養手当の返還) 第5条 (略) | (扶養手当の返還) 第6条 (略) |
| (雑則) 第6条 (略) | (雑則) 第7条 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第18号

新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の住居手当に関する規則（平成16年規則第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（支給の始期及び終期） 第6条（略）</p> <p>（住居手当の返還） 第7条（略） （雑則） 第8条（略） （平成29年改正条例附則第2項の規定が適用される間の読替え） 第9条（略）</p> | <p>（支給の始期及び終期） 第6条（略） <u>（事後の確認）</u> 第7条 管理者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第13条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。 （住居手当の返還） 第8条（略） （雑則） 第9条（略） （平成29年改正条例附則第2項の規定が適用される間の読替え） 第10条（略）</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第19号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成16年規則第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(支給できない場合) 第13条 (略)</p> <p>(通勤手当の返還) 第14条 (略) (雑則) 第15条 (略)</p> | <p>(支給できない場合) 第13条 (略) <u>(事後の確認)</u> 第14条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。 (通勤手当の返還) 第15条 (略) (雑則) 第16条 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 20 号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 別表（第 4 条関係） | | 別表（第 4 条関係） | |
| 組合市町村等 | 非常勤消防団員 | 組合市町村等 | 非常勤消防団員 |
| （略） | | （略） | |
| 胎内市 | （略） | 胎内市 | （略） |
| 阿賀町 | 機能別消防団員 | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 21 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 19 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|---|---|-------------|---|---|
| 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金 額 | 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金 額 |
| 常時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550 円</u> を超えるときは、 <u>172,550 円</u> ） | 常時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>171,650 円</u> を超えるときは、 <u>171,650 円</u> ） |
| | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>77,890 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>75,290 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>75,290 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |
| 随時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280 円</u> を超えるときは、 <u>86,280 円</u> ） | 随時介護を要する状態 | (1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>85,780 円</u> を超えるときは、 <u>85,780 円</u> ） |
| | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>38,900 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600 円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>37,600 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合公平委員会個人情報の保護に関する法律施行規則を次のとおり公布する。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第2号

新潟県市町村総合事務組合公平委員会個人情報の保護に関する法律施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合公平委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 法及び条例の施行については、新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年規則第15号）の例による。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(新潟県市町村総合事務組合公平委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)
- 2 新潟県市町村総合事務組合公平委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年公平委員会規則第4号）は、廃止する。

新潟県市町村総合事務組合告示第7号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年3月31日から実施した。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------------------|--|---|---------------------------|--|---|
| 2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務 | | | 2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務 | | |
| (1) 総括店 (略) | | | (1) 総括店 (略) | | |
| (2) 収納代理金融機関 | | | (2) 収納代理金融機関 | | |
| 公金の出納 所轄事務所 | 取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕 | 収納店の名称 (会費収納の事務) | 公金の出納 所轄事務所 | 取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕 | 収納店の名称 (会費収納の事務) |
| 新潟市事務所 | (略) | (略) みずほ信託銀行 新潟支店 きらやか銀行 新潟支店 (略) | 新潟市事務所 | (略) | (略) みずほ信託銀行 新潟支店 <u>三井住友信託銀行 新潟支店</u> きらやか銀行 新潟支店 (略) |
| (略) | | | (略) | | |

新潟県市町村総合事務組合告示第8号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成16年告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|---------------|----------------|------------|---------------|----------------|
| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 | 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
| 20歳未満 | <u>5,166円</u> | <u>13,207円</u> | 20歳未満 | <u>4,941円</u> | <u>12,957円</u> |
| 20歳以上25歳未満 | <u>5,691円</u> | <u>13,207円</u> | 20歳以上25歳未満 | <u>5,436円</u> | <u>12,957円</u> |
| 25歳以上30歳未満 | <u>6,194円</u> | <u>14,410円</u> | 25歳以上30歳未満 | <u>6,049円</u> | <u>13,985円</u> |
| 30歳以上35歳未満 | <u>6,574円</u> | <u>17,067円</u> | 30歳以上35歳未満 | <u>6,272円</u> | <u>16,696円</u> |
| 35歳以上40歳未満 | <u>6,782円</u> | <u>19,457円</u> | 35歳以上40歳未満 | <u>6,693円</u> | <u>19,689円</u> |
| 40歳以上45歳未満 | <u>7,139円</u> | <u>21,258円</u> | 40歳以上45歳未満 | <u>7,049円</u> | <u>21,505円</u> |
| 45歳以上50歳未満 | <u>7,212円</u> | <u>22,444円</u> | 45歳以上50歳未満 | <u>7,096円</u> | <u>22,898円</u> |
| 50歳以上55歳未満 | <u>7,109円</u> | <u>24,625円</u> | 50歳以上55歳未満 | <u>6,994円</u> | <u>25,189円</u> |
| 55歳以上60歳未満 | <u>6,698円</u> | <u>24,863円</u> | 55歳以上60歳未満 | <u>6,570円</u> | <u>25,319円</u> |
| 60歳以上65歳未満 | <u>5,651円</u> | <u>21,245円</u> | 60歳以上65歳未満 | <u>5,473円</u> | <u>21,022円</u> |
| 65歳以上70歳未満 | <u>3,980円</u> | <u>15,827円</u> | 65歳以上70歳未満 | <u>3,940円</u> | <u>16,117円</u> |
| 70歳以上 | <u>3,980円</u> | <u>13,207円</u> | 70歳以上 | <u>3,940円</u> | <u>12,957円</u> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第9号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成16年告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|--|---|-------------|--|---|
| 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 | 介護を要する状態の区分 | 介護を受けた日の区分 | 金額 |
| 常時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u> ） | 常時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>171,650円</u> を超えるときは、 <u>171,650円</u> ） |
| | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>77,890円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>75,290円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>75,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |
| 随時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u> ） | 随時介護を要する状態 | 1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） | その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>85,780円</u> を超えるときは、 <u>85,780円</u> ） |
| | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>38,900円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） | | 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600円</u> 以下であるときに限る。） | 月額 <u>37,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額） |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

| | | | |
|-----|-----|-----|-----------|
| 退 任 | 中 村 | 伸 | 令和5年4月23日 |
| 退 任 | 田 中 | 昌 直 | 令和5年4月23日 |
| 就 任 | 中 村 | 伸 | 令和5年4月24日 |
| 就 任 | 田 中 | 昌 直 | 令和5年4月24日 |

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和5年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

| | | |
|-----|---------|-----------|
| 退 任 | 足 立 和 也 | 令和5年4月23日 |
| 就 任 | 足 立 和 也 | 令和5年4月24日 |